

香芝市告示第 1 0 0 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 8 月 6 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 8 月 6 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 0 1 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 8 月 7 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 8 月 7 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第102号

平成20年度市民税・県民税納税通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び香芝市税条例第18条の規定により次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年8月8日

香芝市長 梅田善久

送達を受けるべき者 略

(注) 地方税法第20条の2の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第 1 0 3 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 8 月 1 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 8 月 1 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第104号

次のとおり所有者不明の犬を抑留した旨奈良県狂犬病予防員から通知があったので、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第8項の規定により告示する。

平成20年8月12日

香芝市長 梅田 善久

- |   |      |               |   |                  |
|---|------|---------------|---|------------------|
| 1 | 保護日時 | 平成20年8月8日 13時 |   |                  |
| 2 | 保護場所 | 香芝市上中         |   |                  |
| 3 | 特徴等  | 種             | 類 | ジャーマン・シェパード      |
|   |      | 性             | 別 | 雌                |
|   |      | 推             | 定 | 成犬               |
|   |      | 毛             | 色 | 黒と茶              |
|   |      | 体             | 格 | 大型               |
|   |      | そ             | の | ビニール製の赤色首輪、ちぎれた鎖 |
|   |      | 他             | 特 | 付き               |
|   |      | 徴             |   |                  |

香芝市告示第 1 0 5 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 8 月 1 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 8 月 1 3 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 0 6 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 8 月 1 4 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 8 月 1 4 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 0 7 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 8 月 1 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 8 月 1 9 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 0 8 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 8 月 2 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 8 月 2 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 0 9 号

第 4 回香芝市議会定例会を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定により、次のとおり招集する。

平成 2 0 年 8 月 2 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 期日 平成 2 0 年 9 月 4 日
- 2 場所 香芝市役所 議場

香芝市告示第 1 1 0 号

次のとおり所有者不明の犬を抑留した旨奈良県狂犬病予防員から通知があったので、狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 8 項の規定により告示する。

平成 2 0 年 8 月 2 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- |        |                    |        |
|--------|--------------------|--------|
| 1 保護日時 | 平成 2 0 年 8 月 2 7 日 | 1 4 時  |
| 2 保護場所 | 香芝市穴虫              |        |
| 3 特徴等  | 種 類                | 雑種     |
|        | 性 別                | 雄      |
|        | 推 定 年 令            | 成犬     |
|        | 毛 色                | 白      |
|        | 体 格                | 中型     |
|        | そ の 他 特 徴          | 赤革首輪付き |

香芝市告示第 1 1 1 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 8 月 2 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 8 月 2 8 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅  
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時  
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名  
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）  
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面を、平成20年9月3日から同年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供する。

平成20年8月26日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

縦覧場所 香芝市役所 4階 香芝市選挙管理委員会事務局

# 香芝市農業委員会会議規則告示第9号

平成20年8月28日

香芝市農業委員会

会長 吉村 増雄

平成20年第9回香芝市農業委員会総会を下記のとおり招集する。

## 記

1 期 日 平成20年9月4日 午後1時30分

2 場 所 香芝市役所 3階 第1会議室

3 案 件 (1) 別紙議案のとおり

(2) その他

平成20年8月19日

香芝市教育委員会公告第8号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成20年第8回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

- |      |   |                                      |
|------|---|--------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 平成20年8月22日(金)<br>午後2時00分より           |
| 2. 場 | 所 | 香芝市役所 4階行政委員会室                       |
| 3. 案 | 件 | (1) 香芝市教育委員会後援等名義使用承認について<br>(2) その他 |